



広島県報

号 外
第 12 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

告 示

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険指導室)	一
訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	一
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	二
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	二
認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	二
特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	二
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定	三
指定居宅介護支援事業者の指定	三
訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	三
訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	三
通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	四
通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	四
通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	四
短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	四
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止	四
指定居宅介護支援事業の廃止	五
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	五

告 示

広島県告示第八十三号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。
平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
医療法人メデイカパーク	広島市安佐南区祇園二丁目四二一	野村病院ヘルパーステーション「ぎおん」	広島市安佐南区祇園二丁目一四三	平成一八・一・一
有限会社スミルナ	福山市山手町七丁目二〇一	スミルナ訪問介護ケアセンター	福山市御船町一五二五
有限会社K.ヌマクマ	福山市沼隈町上山南三八三	さんな介護サービス	福山市沼隈町上山南三七七
限会社K.R.G	福山市新市町新市四五一	きらめき訪問介護サービスステーション	福山市新市町新市四五二
特定非営利活動法人みどり	福山市西町三丁目一(原田アパート二〇二)	居宅介護事業所みどり	福山市西町三丁目一(原田アパート二〇二)
有限会社愛・ライフコミュニケーション	福山市川口町二一〇四三	(有)愛・ライフコミュニケーション	福山市川口町二一〇四三
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	アイリスケアセンター木之庄訪問介護事業所	福山市木之庄町五丁目六 一〇
有限会社大瀬戸ビル	安芸郡熊野町字楨ケ迫一六七一四	筆の都訪問介護事業所	安芸郡熊野町川角字火ノ原六三二
有限会社陽気	深安郡神辺町川北九〇六一	ようつき訪問介護事業所	深安郡神辺町十九軒屋一二九

広島県告示第八十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により、訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	アイリスケアセン ター木之庄訪問入 浴介護事業所	福山市木之庄町五 丁目六 一〇	平成 一八・一・一

広島県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により、通所介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人メデイカルパーク	広島市安佐南区祇園二丁目四二一	野村病院デイサービスセンター「ぎおん」	広島市安佐南区祇園二丁目一四三	平成 一八・一・一
医療法人吉川医院	広島市安佐北区大 林二丁目二一三	吉川医院デイサービスセンター	広島市安佐北区三 入六丁目一四	〃 〃 〃
株式会社あさひメ デイコ	広島市佐伯区旭園 五五八	デイサービスあさ ひ	広島市佐伯区旭園 九三三	〃 〃 〃
有限会社悠	広島市佐伯区美鈴 が丘東三丁目六 一〇	通所介護事業所ゆ るり	広島市佐伯区皆賀 一丁目九 三一 一一	〃 〃 〃
医療法人社団トリ ブレット	広島市佐伯区美鈴 が丘東四丁目一四 一	デイサービススイ ライ松並木	広島市佐伯区吉見 園一五 二一	〃 〃 〃
有限会社びんご倶 楽部	因島市三庄町三四 七二	デイサービスセン ターびんご倶楽部	因島市三庄町三四 七二	〃 〃 〃
有限会社愛・ライ フコミュニケーション	福山市川口町二 一〇四三	愛燦燦かわくち	福山市川口町二 一〇四三	〃 〃 〃

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二九

有限会社陽気
深安郡神辺町川北
九〇六一

広島県告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により、短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 A Corporation	廿日市市陽光台五 丁目九	短期入所生活介護 事業所望海の里	廿日市市宮島口東 二丁目一三一五	平成 一八・一・一

広島県告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により、認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社びんご倶 楽部	因島市三庄町三四 七二	グループホームび んご倶楽部	因島市三庄町三四 七二	平成 一八・一・一
特定非営利活動法 人高齢社会を生き る会	神石郡神石高原町 油木甲三〇四五	グループホーム安 田いこいの家	神石郡神石高原町 安田六七七一	〃 〃 〃

広島県告示第八十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により、特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社藤崎商事	広島市東区光町二丁目一四一七	ピバわかさ・光町	広島市東区光町二丁目一四三〇	平成一八・一・一
株式会社あさひメデイコ	広島市佐伯区旭園五五八	グランホームあさひ	広島市佐伯区旭園九三一	〃・〃・〃

広島県告示第八十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社日本食生活改善指導会	広島市西区商工センター五丁目一四二六	株式会社日本食生活改善指導会福祉用具貸与事業部	広島市西区横川町三丁目一三三	平成一八・一・一
有限会社ComeLuck	福山市山手町四丁目六三〇	ComeLuck福祉用具貸与事業所	福山市南手城町三四二	〃・〃・〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター木之庄福祉用具貸与事業所	福山市木之庄町五丁目六一〇	〃・〃・〃
有限会社三恵	広島市安佐南区安東四丁目五五	ウエルケアアザ日市	廿日市市地御前一丁目三一五廿日市サテイ	〃・〃・〃

広島県告示第九十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社京華	広島市安佐南区毘沙門台二丁目二六二二	華てまり居宅介護支援事業所	広島市西区田方一丁目一六四六	平成一八・一・一
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六一	ツクイ広島西	広島市西区南観音五丁目一〇	〃・〃・〃
医療法人メデイカルパーク	広島市安佐南区祇園二丁目四二一	野村病院居宅介護支援事業所「さおん」	広島市安佐南区祇園二丁目一四三	〃・〃・〃
医療法人社団トリプレット	広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目一四一	トリプレット居宅介護支援事業所	広島市佐伯区吉見園一五二一	〃・〃・〃
有限会社スミルナ	福山市山手町七丁目二〇一	スミルナ居宅介護支援事業所	福山市御船町一五一一五	〃・〃・〃
有限会社愛・ライフコミュニケーション	福山市川口町二丁目一〇四三	(有)愛・ライフコミュニケーション居宅介護支援事業所	福山市川口町二丁目一〇四三	〃・〃・〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台一九	アイリスケアセンター木之庄居宅介護支援事業所	福山市木之庄町五丁目六一〇	〃・〃・〃
社会福祉法人慈照会	三次市山家町五九七	社会福祉法人慈照会居宅介護支援事業所めぐみ	三次市山家町五九七	〃・〃・〃
有限会社陽気	深安郡神辺町川北九〇六一	ようぎ居宅介護支援事業所	深安郡神辺町十九軒屋一二九	〃・〃・〃

広島県告示第九十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人くるみ会	三次市粟屋町一七八二	ヘルパーステーションみどり	三次市粟屋町二五三五一	平成一七・六・二一
社団法人広島県看護協会	広島市中区広瀬北町九二	広島県看護協会ヘルパーステーション	広島市中区白島中町九一	平成一七・二・三一
有限会社銀の鈴	広島市安佐南区祇園二丁目一四二	銀の鈴ヘルパーステーション	広島市安佐南区祇園二丁目一四二	〃 〃 〃
有限会社スミルナ会	福山市山手町七丁目一〇一	訪問介護ケアセンタースミルナ	福山市山手町七丁目一〇一	〃 〃 〃

広島県告示第九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンターストック東	福山市東深津町三丁目一九一	平成一七・二・三一

広島県告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社銀の鈴	広島市安佐南区祇園二丁目一四二	銀の鈴デイサービスセンター	広島市安佐南区祇園二丁目一四二	平成一七・二・三一

広島県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	所在地	廃止年月日
原田雅弘	広島市安佐南区上安二丁目一五二七	原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目一五二七	平成一七・二・三一

広島県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	所在地	廃止年月日
小笠原盛夫	呉市中央五丁目一五一五	小笠原内科胃腸科	呉市中央五丁目一五一五	平成一七・一・三〇

広島県告示第九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具

貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社日本食生活改善指導会	広島市西区商工センター五丁目一四二六	株式会社日本食生活改善指導会福祉用具貸与事業部	広島市西区商工センター五丁目一四二六	平成一七・一二・三一
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター 福山中核福祉用具貸与事業所	福山市入船町二丁目八 一 一	・ ・ ・

広島県告示第九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団野間クリニック	呉市吉浦本町一丁目二三	野間クリニック居宅介護支援事業所	呉市吉浦本町一丁目二三	平成一七・九・三〇
医療法人野島内科医院	広島市南区東雲本町二丁目二二三	野島内科医院居宅介護支援事業所	広島市南区東雲本町一丁目二二三	一七・一二・三一
有限会社銀の鈴	広島市安佐南区祇園二丁目一四二	銀の鈴居宅介護支援事業所	広島市安佐南区祇園二丁目一四二	・ ・ ・
有限会社スミルナ会	福山市山手町七丁目二〇 一	ケアセンタースミルナ	福山市山手町七丁目二〇 一	・ ・ ・
社会福祉法人慈照会	三次市山家町五九七	社会福祉法人慈照会居宅介護支援事業所めぐみ	三次市山家町六〇五 二九 (微風館三階)	・ ・ ・

広島県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護養型医療施設の指定の辞退があった。

平成十八年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	所在地	辞退年月日
瀬野白川病院	広島市安芸区瀬野一丁目一八 三	平成一七・一二・三一
医療法人紅萌会福山記念病院	福山市港町一丁目一五 三〇	・ ・ ・